

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月13日
【会社名】	株式会社U K Cホールディングス
【英訳名】	UKC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗田 伸樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03(3491)6575(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 三好 林太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 発行価額の総額 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 539,840,000円

(注) 1. 本募集は、2018年6月26日開催の当社定時株主総会の決議及び2019年1月28日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストック・オプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(2019年1月25日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とする。)であります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年2月13日に、四半期報告書(事業年度 第10期第3四半期 自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)及び2018年11月8日付にて金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2019年1月28日付で提出した有価証券届出書及び2019年2月7日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、当該四半期報告書及び当該臨時報告書の訂正報告書を参照情報に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2019年3月期第3四半期(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2019年3月期第3四半期(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

2018年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第10期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

2018年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月4日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3及び第7号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月14日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月8日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年11月28日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

2018年9月4日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書を2018年10月29日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

2018年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第10期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

2018年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第10期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

2019年2月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月4日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3及び第7号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月14日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月8日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年11月28日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

2018年9月4日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書を2018年10月29日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

2018年11月8日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書を2019年2月13日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(2019年1月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の提出日(2019年1月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。